

第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年7月15日（金）午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 小澤 哲男 ・ 2 川邊 千秋 ・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明
5 若林 卓哉 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己 ・ 12 平松 崇己 ・ 13 横山 光次 ・ 19 太田 義政
以上12名

欠席委員 21 坂野 大徹 ・ 23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：倉田担当主幹 美里：谷川担当主幹
安濃：横井担当副主幹 香良洲：豊田担当主幹

議事録署名者 11 清水 喜代己 ・ 12 平松 崇己

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（賃貸借権）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第9号 非農地証明願について
議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、今回の農地部会を始めさせていただきます。
第7回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、21番 坂野 大徹委員、23番 水谷 隆委員で、出席委員は12名でございます。
本日の議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
11番 清水 喜代己委員、12番 平松 崇己委員、よろしくお願いします。
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第5号に入ります。
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から21で、件数は21件、面積は57,971.00㎡で、その内訳は田で56,511.00㎡、畑が1,460.00㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

7ページから11ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から5で、合計件数は5件、合計面積は33,333.00㎡で、その内訳は田が28,409.00㎡、畑が4,924.00㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

12ページをお願いいたします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1 権利者 _____ 申請地は田で10㎡になります。
取得年月日は、平成14年4月1日でございます。
以上、件数は1件、合計面積は10㎡で、すべて田でございます。

13ページから14ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1から番号4、一般個人住宅用地
番号5、共同住宅用地
番号6、一般個人住宅用地
以上、件数は6件、面積は2,420.00㎡で、その内訳は田が1,123.00㎡、畑で817.00㎡、原野が480㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 すみません、まず議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。

まず、16ページの議案書の第1号の番号1をご覧ください。16ページになります。議案第1号の番号1をお願いいたします。

この案件につきましては、取下げ願が提出されましたので、削除をお願いいたします。取下げ願が提出されましたので、削除をお願いいたします。

この削除に伴いまして、17ページの下合計欄につきまして、合計16筆となっておりますところを15筆、16筆を15筆のほうに、また合計欄ですけれども、11, 302㎡とあるところを、11, 130㎡に、そして田の10, 303㎡を、10, 131㎡に修正をお願いいたします。

その次のページ、22ページの議案第5号の番号2及び23ページの番号6をお願いいたします。

こちらの案件につきましては、取下げ願が提出をされましたので、削除をお願いいたします。番号2と番号6、取下げ願が出ましたので、削除をお願いいたします。

こちらのほうも、この削除に伴いまして、26ページの下合計欄のほうをお願いいたします。26ページの下合計欄なのですけれども、合計45筆となっておりますところを39筆、45筆となっておりますところを39筆をお願いいたします。合計の15, 829. 37㎡、こちらのほうを13, 667. 37㎡、15, 829. 37㎡を13, 667. 37㎡をお願いいたします。そして田のほうなのですけれども、田の6, 563. 37㎡を5, 899. 37㎡、6, 563. 37㎡を5, 899. 37㎡、それと畑の9, 266㎡を7, 768㎡に修正をお願いいたします。9, 266㎡を7, 768㎡をお願いいたします。

訂正等は以上になります。

それでは、改めまして、16ページから17ページをお願いいたします。16ページから17ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号2、地区 神戸、申請地 神戸与市垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 36㎡ 外7筆、合計面積 1, 105㎡、受人 ____、面積 4, 252㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本百々____、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 120㎡ 外1筆、合計面積 8, 057㎡、受人 ____、面積 19, 981㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 雲林院、申請地 芸濃町河内北畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 49㎡ 外1筆、合計面積 303㎡、受人 ____、面積 3,050.91㎡、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による耕作困難のためです。

番号5、地区 草生、申請地 安濃町草生小婦化____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,315㎡、受人 ____、面積 11,317㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は兼業による営農縮小のためです。

番号6、地区 辰水、申請地 美里町船山垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 169㎡、受人 ____、面積 6,195.91㎡、渡人 ____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は遠方による耕作困難のためです。

番号7、地区 香良洲、申請地 香良洲町東浦____、登記地目・現況地目とも田、面積 181㎡、受人 ____、面積 11,486㎡、渡人 ____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は6件、合計面積は11,130㎡、このうち田が10,131㎡、畑が999㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号2、地区 神戸、お願いします。小澤さん。

小澤委員 この案件は問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 番号3、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。3番と4番ですけれども、7月8日に現地確認をしました。特に問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。
番号5、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番、横山です。事務局の方と現地確認させていただきましたけれども、問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長	番号6、地区 辰水、お願いします。
清水委員	11番、清水です。7月8日、現地確認をしましたところ、特に問題はないということで、よろしくお願いいたします。
議 長	了解しました。 番号7、地区 香良洲、お願いします。
下井委員	3番、下井です。先般、香良洲総合支所の担当課と現地確認しました。問題ないということです。
議 長	ありがとうございます。 番号2から番号7について、地元委員さんから異議のない旨の意見でございましたけれども、皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号について許可することに決定をいたします。 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	18ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。
	番号1、地区 神戸、申請地 半田長峯_____、登記地目・現況地目とも田、面積 42㎡ 外3筆、合計面積 2,853.61㎡、借人 _____、面積 13,005.39㎡、貸人 _____。 借受理由及び貸渡理由とも、賃借期間満了に伴う再設定のためです。
	以上、件数は1件、合計面積は田で2,853.61㎡でございます。 この案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 神戸、お願いします。
小澤委員	1番、小澤です。この案件に関しましても問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。
議 長	分かりました。

番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページから20ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町町中_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地・宅地、面積 833㎡のうち230㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅及び駐車場用地とするものです。

平成5年頃、申請者の亡き父が合併浄化槽を設置し、住宅地の一部として利用したこと、また駐車場の不足により整備した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 296㎡ 外4筆、合計面積 1,220.95㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を長屋住宅用地とするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法第29条との同時許可となります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 草生、申請地 安濃町草生野端_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 23㎡ 外1筆、合計面積 239㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場及び農業用倉庫用地とするものです。

平成25年頃、資材置場用地として造成を行い、平成27年頃に農業用倉庫を移転した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明合、申請地 安濃町田端上野北浦_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 922㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

平成元年頃、畑地の造成をしましたが、耕作には適さず、自治会等からの要望により一時駐車場として無償で提供していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 辰水、申請地 美里町家所五会内_____、登記地目 田、

現況地目 雑種地、面積 98㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

令和4年3月頃、申請地の奥にあります田の田植を行うため、駐車場として整備した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高宮、申請地 美里町五百野中之郷____、登記地目畑、
現況地目 宅地、面積 13㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成9年頃から申請の用途で利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は2,722.95㎡で、その内訳は、田が1,533㎡、畑が1,189.95㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番、下井です。先般、事務局、それと担当の地元推進委員と現地確認しまして、問題なしということです。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。7月8日に事務局の方たちと一緒に現地確認をしました。特に問題なしと判断しました。

議長 番号3、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番、横山です。先般、事務局の方と現地確認させていただきましたけれども、問題ないということで、よろしくお願いします。

議長 番号4、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番、平松です。7月8日に現地確認させてもらって、問題ないということでお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号5番、地区 辰水と番号6、地区 高宮、一緒にお願いします。

清水委員	11番、清水です。最初5番のほう、7月8日、現地確認をさせていただきました。雑種地と書いてありますけれども、きれいに砂利を引いた駐車場になっておりました。別に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。 それと、6番は高宮で、これは農業用の倉庫が建っており、ほんの少しの間、違う土地になっておったところを、同じように農業用倉庫の一部として使用するというのでございます。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号1から番号6について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	21ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（賃貸借権）、でございます。 番号1、地区 黒田、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町南黒田樋廻____、登記地目・現況地目とも畑、面積 208㎡。 これにつきましては、申請地を資材置場用地とすることを目的に、令和4年5月17日付にて許可を受けましたが、事業計画変更のため許可の取消し願いが提出されております。 以上、件数は1件、面積は畑で208㎡でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。今、事務局の説明のとおり、別に問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第4号について取消しをすることに決定をい

たします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

22ページから26ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 安東、申請地 一色町東浦_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 238㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場及び駐車場とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗真、申請地 栗真町屋町南新畑_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 43㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

平成20年頃から、申請者の亡き父が賃貸用駐車場として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗真、申請地 栗真町屋町北新畑_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 413㎡ 外3筆、合計面積 1, 037㎡。受人 _____、渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は431.69㎡、パネルの設置率は41.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 黒田、申請地 河芸町高佐里南_____、登記地目・現況地目とも田、面積 85㎡ 外1筆、合計面積 108㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 安西、申請地 芸濃町萩野金谷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 307㎡ 外8筆、合計面積 1, 576㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含め、パネル設置面積は6, 323.50㎡、パネルの設置率は51.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本巾_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 523㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は804.5㎡、パネルの設置率は52.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新町____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 577㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅及び道路用地とするものです。

令和3年に申請地を整地し、住宅用地として販売に出していた旨の始末書の提出があります。

許可証の交付につきましては、都市計画法第43条との同時許可となります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 明、申請地 芸濃町楠原久保垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 155㎡ 外7筆、合計面積 3,464㎡、受人 ____、渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は2,266㎡、パネルの設置率は65.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 安濃、申請地 安濃町内多的場____、登記地目・現況地目とも畑、面積 793㎡ 外1筆、合計面積 1,288㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 安濃、申請地 安濃町内多走り下戸____、登記地目・現況地目とも田、面積 710㎡ 外8筆、合計面積 1,809.37㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は743㎡、パネルの設置率は41%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 長野、申請地 美里町平木長山____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 1,004㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成18年5月の相続時において、既に山林化していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件、合計面積は13,667.37㎡、このうち田が5,899.37㎡、畑が7,768㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員	2 番、川邊でございます。この項につきまして、今、事務局の説明どおり、問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号 3 と 4、地区 栗真、お願いします。
事 務 局	本日、担当委員である 2 1 番、坂野委員、2 3 番、水谷委員、両委員がご欠席されておりますが、事前にこの 2 件の案件に対してご連絡をいただいております、その内容は現地確認を行った結果、特に問題ないとのことでした。 以上で報告させていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 番号 5、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8 番、喜多です。これも事務局の説明のとおり、何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号 7、地区 安西、お願いします。
田中委員	1 0 番、田中です。面積が大きいものですから、大がかりな確認をしていただきました。もともとは牧草地でありましたのですが、いつの間にかもう荒地になっておりまして、今後、太陽光の設備をするということで、逆にさっぱりとして問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号 8 と 9、地区 棕本。
竹尾委員	9 番、竹尾です。8 番、9 番、1 0 番と先般、現地確認をしました。8 番、1 0 番については、会長さん、部会長さんも同席していただいて、確認をさせていただきました。特に問題ないと判断をしました。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 番号 1 1、1 2、地区 安濃、お願いします。
平松委員	1 2 番、平松です。内多のこの件につきましては、先月の案件として上がっていたのですが、境界確認の面でちょっと時間的に間に合わなくて取り下げられて、今回またこうやって上がってきたわけなのですが、問題が解決したということで、現地確認は先月済ませておりまして、問題ありません。 1 2 番のこちらの太陽光発電、ここへ敷設ということで、これも今月 7 月 8 日に確認しまして、近隣にもちょっと太陽光発電が始まっているようで、しょうがないなと思って、問題なしということでよろしくお願いいたします。
議 長	1 1 番は、地元はもう了解したということですか。
平松委員	はい。

議 長	分かりました。 番号１３、地区 長野、お願いします。
清水委員	１１番、清水です。７月１２日に現地を確認しに行きました。最初は道があったんですが、だんだんと上へ行くほどに道がなくなって、赤道のところ、地目は田ということですが、こんな山奥で誰が耕作していたんだなと思いながら随分遠いところへ行ってきました。別に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 取下げとなりました番号２、番号６以外の１１の案件で、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは異議なしと認め、議案第５号について許可をすることに決定をいたします。 続いて、議案第６号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	２７ページをお願いいたします。 議案第６号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号１、地区 栗真、申請地 栗真町屋町北浜_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 ３８５㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。 隣地の資材置場用地を整地する際に、一緒に整地をしてしまった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第２種農地と判断されます。 以上、件数は１件、面積は３８５㎡、畑でございます。 この案件につきましても、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号１、地区 栗真、お願いします。
事 務 局	本日、担当委員であります２１番、坂野委員、２３番、水谷委員、両委員がご欠席されておりますが、こちらのほうも事前にご連絡をいただいておりますので、その内容は特に問題ないとのことでした。 以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長	番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	28ページをお願いいたします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。 番号1、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田樋廻____、登記地目・現況地目とも畑、面積 208㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 一体利用地を含め、パネル設置面積は1,454.39㎡、パネルの設置率は69.4%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、面積は208㎡、畑でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。番号1、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。これも別に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	分かりました。 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第7号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局	29ページをお願いいたします。 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。 番号1、地区 村主、申請地 安濃町前野里____、登記地目・現況地目とも畑、面積 178㎡、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 こちらのほう、農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、面積は178㎡、畑でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 村主、お願いします。
横山委員	13番、横山です。現地確認、事務局の方とさせていただきましたけれども、別に問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	了解です。 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第8号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第9号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	30ページをお願いいたします。 議案第9号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区 雲出、願出者 ____、申請地 雲出島貫町北浦____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積56㎡。 これにつきましては、土地・家屋名寄帳兼課税台帳により、申請地に平成11年に土地を貸し、借り人が住宅を建築、現在に至ることが確認できました。 番号2、地区 雲出、願出者 ____、申請地 雲出島貫町北浦____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積124㎡。 これにつきましては、土地・家屋名寄帳兼課税台帳により、申請地に平成11年に土地を貸し、借り人が住宅を建築、現在に至ることが確認できました。 番号3、地区 辰水、願出者 ____、申請地 美里町家所五会内____

一、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 2 9 7 m²。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地に平成 3 年に建築作業場として活用し、現在に至ることが確認できました。

番号 4、地区 高宮、願出者 _____、申請地 美里町五百野白檜 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地 外 1 筆、合計面積 2 3 8 m²。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に平成元年に農業用倉庫を建設し、その敷地として活用、現在に至ることが確認できました。

以上、件数は 4 件で、合計面積は 7 1 5 m²、このうち田が 2 9 7 m²、畑が 4 1 8 m²でございます。

いずれの案件につきましても、申請地は農地以外の用に供され 2 0 年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号 1 と 2、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3 番、下井です。先般、事務局と担当の地元推進委員で現地確認しまして、特に問題ないということです。よろしくお願いします。

議 長 番号 3 と 4、辰水、高宮、一緒にお願いします。

清水委員 1 1 番、清水です。7 月 8 日、現地確認させていただきました。別に問題ないというようなことを思いましたので、よろしくお願いします。

議 長 両方ですな。

清水委員 両方。

議 長 分かりました。
番号 1 から番号 4 について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第 9 号について証明をすることに決定をいたします。

次に、別冊でお配りしました議案第 1 0 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で31,101.39㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,239㎡、契約件数は10件でございます。

河芸地区につきましては、該当はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で88,143.91㎡、畑の使用貸借で1,305.10㎡、契約件数は17件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で10,888㎡、畑の使用貸借で4,954㎡、契約件数は3件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、該当はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて130,133.30㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で12,498.10㎡、合計契約件数は30件、合計面積は142,631.40㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区9件、安濃地区16件で合計25件、合計面積は107,433㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で83.3%、面積で75.3%となっております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、農地利用集積計画の概要の該当箇所、今回は3-8-2 外9件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットのNを記載しております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議をお願いします。

まず、整理番号9-1から9-2についてです。

5番、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。どうですか。
9－1から9－2についての案件でございます。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。
それでは、入室してください。

< 入 室 >

議 長 続きまして、整理番号10についてです。
3番、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 いいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をいた
きたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第10号について全て適正であると認め、市長に進達するこ
とに決定します。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第7回第1農地部会を終了いたします。

午前10時55分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

令和4年7月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____